

## 診断書作成にかかる変更点について

1. 聴覚障害で等級を2級と診断する場合、他覚的聴覚検査が必要かどうかを判断するため、聴覚障害の身体障害者手帳の有無についての確認が必要です。診断書・意見書の個別所見欄用紙「(5)身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況」欄に、聴覚障害の身体障害者手帳の有無について、該当する項目に○を付けてください。（等級が3級～6級の場合は記載不要です）
2. 上記で「無」に○がついた場合は、他覚的聴覚検査が必要です。ABR や遅延測音検査、ロンバルテスト、ステンゲルテスト等を実施していただき、総括表「④参考となる経過・現症」欄に、実施した検査方法と検査所見を記載してください。また、記録データのコピーも添付してください。

※平成27年4月1日以降の日付で診断書を記載する場合から、変更になります。



他覚的聴覚検査が必要な方は、

『等級を2級と診断する場合で、聴覚障害の身体障害者手帳を持っていない方』のみです。

◎他覚的聴覚検査が**必要な方**の具体例

- ・手帳をお持ちでない方が、2級と診断の場合
- ・肢体不自由など聴覚障害以外の手帳をお持ちの方が、聴覚障害を追加する場合で、聴覚2級と診断の場合

◎他覚的聴覚検査が**不要な方**の具体例

- ・手帳をお持ちでない方が、3級～6級と診断の場合
- ・聴覚3～6級の手帳をお持ちの方が、等級変更で2級の診断の場合
- ・聴覚2～6級の手帳をお持ちの方が、有期認定期限による再交付申請で2級の診断の場合
- ・肢体不自由など聴覚障害以外の手帳をお持ちの方が、聴覚障害を追加する場合で、聴覚3～6級と診断の場合